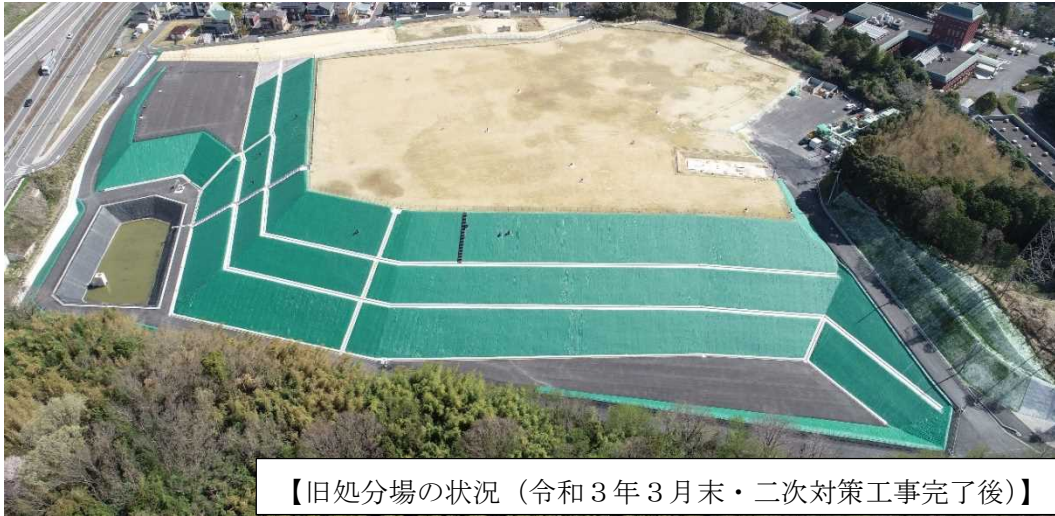


## 旧 R D 最終処分場問題の解決に向けた取組状況について



【旧処分場の状況（令和 3 年 3 月末・二次対策工事完了後）】

### 1 事案の概要

旧アール・ディエンジニアリング社（平成 26 年に破産・消滅。以下「RD 社」という。）が栗東市小野地先に設置した産業廃棄物の安定型最終処分場（以下「旧処分場」という。）において、許可された品目や容量に違反して大量の廃棄物を埋め立てる不適正処分を行い、高濃度の硫化水素の発生、地下水の汚染等、周辺住民の生活環境保全上の支障およびそのおそれ（以下「支障等」という。）が発生した。

県は同社に支障等の除去を命じたが、同社は命令を履行しなかったため、平成 24 年に県が産廃特措法※1)に基づく特定支障除去等事業実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、廃棄物処理法※2)に基づく行政代執行として支障等の除去事業を実施している。

支障除去事業の本格対策である二次対策のうち、工事は実施計画どおり令和 2 年度に完了し、今後は支障除去等の状況を確認するとともに、住民の安全・安心を確保するため、地下水水質等のモニタリングや浸透水の処理、構造物の維持管理等を継続して実施していく。

※1 産廃特措法：特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）

※2 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

### 【これまでの事案の経緯】

|                |   |
|----------------|---|
| 昭和 54 年 12 月   | 旧処分場における産業廃棄物の最終処分業を許可                          |
| 平成 10 年 5 月    | 旧処分場における産業廃棄物の最終処分業の廃止                          |
| 平成 11 年 10 月   | 旧処分場内（排水管）で硫化水素（50ppm）を検出                       |
| 平成 12 年 7 月    | 旧処分場内（地下 2 m の地点）で硫化水素（22,000ppm）を検出            |
| 平成 18 年 2 月    | 支障等の除去に係る措置命令を発出                                |
| 平成 18 年 6 月    | RD 社の破産手続開始（平成 26 年 3 月に法人格消滅）                  |
| 平成 22 年 1 月    | 緊急対策に着手（平成 22 年 8 月に完了）                         |
| 平成 24 年 6 月    | 産廃特措法に基づき、環境大臣の同意を得て実施計画を策定                     |
| 平成 24 年 8 月    | 一次対策に着手（平成 25 年 3 月に完了）                         |
| 平成 24 年 10 月   | 地元自治会と二次対策工事に係る協定を締結                            |
| 平成 25 年 5 月    | 第 1 回旧 RD 最終処分場問題連絡協議会を開催（令和 4 年 2 月までに 40 回開催） |
| 平成 25 年 12 月   | 二次対策に着手（令和 3 年 2 月に工事が完了）                       |
| 令和 5 年 3 月（予定） | 二次対策が完了（以後もモニタリング等を継続）                          |

## 2 県による対策

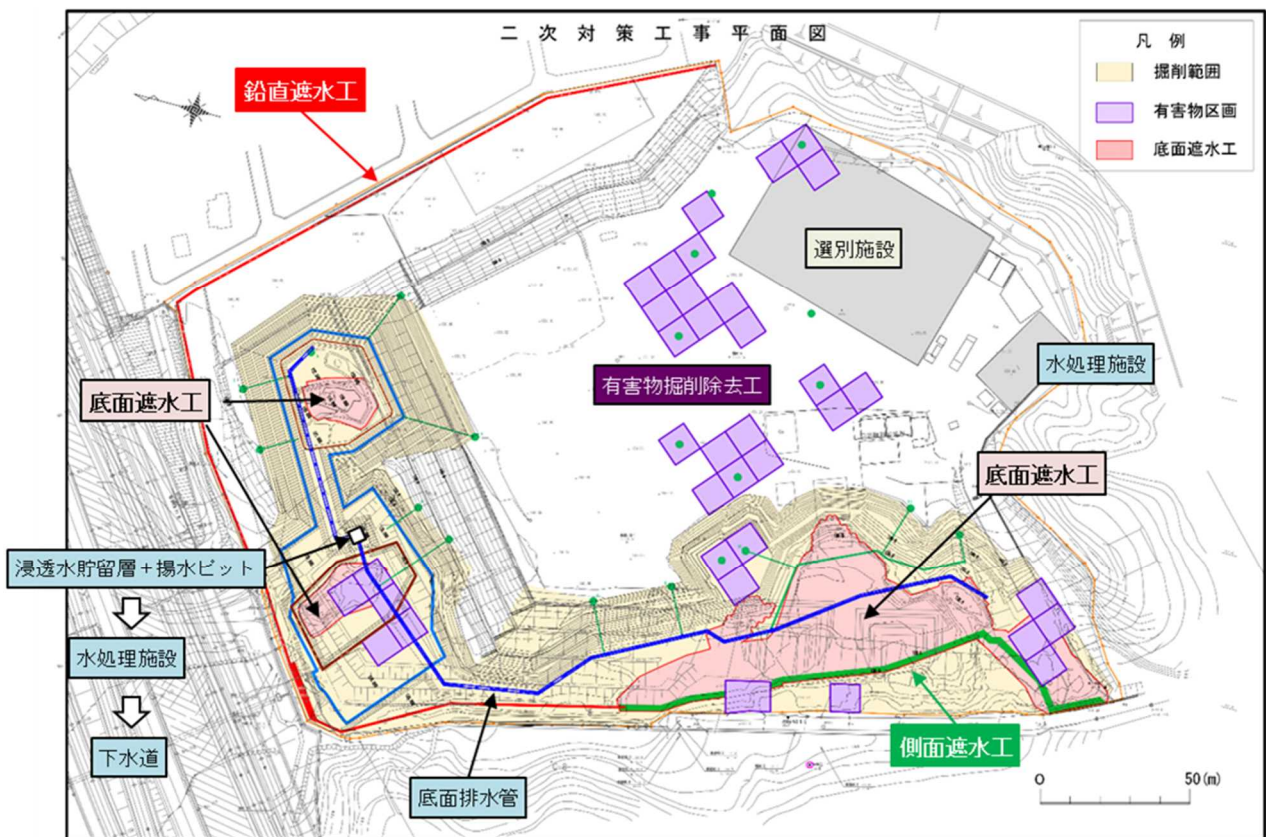
- (1) 緊急対策（平成 21～平成 22 年度、事業費 約 1 億円（国の財政支援なし））  
焼却炉の撤去、水処理施設の修繕等
- (2) 一次対策（平成 24 年度、事業費 約 4.3 億円（国の財政支援対象 約 2.4 億円））  
有害物掘削除去、浸透水揚水井戸の設置等
- (3) 二次対策（平成 25～令和 4 年度、見込み事業費 約 79.4 億円（国の財政支援対象 約 77.5 億円））

**工事** ※令和 2 年度に完了

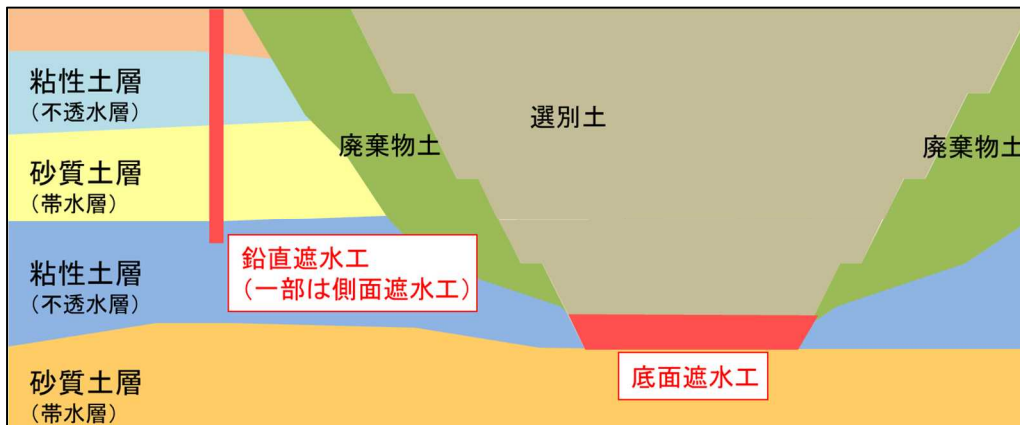
- ① 有害物等（原因廃棄物）の掘削除去および搬出処分
- ② 周辺地下水の汚染防止（廃棄物土層と地下水帯水層が接している箇所への遮水工事）
- ③ 廃棄物の飛散流出防止（法面整形および覆土）

**工事以外** ※現在も実施中

- ④ 浸透水の揚水・浄化、モニタリング



【遮水のイメージ】



### 3 今後の取組について

#### 【今後の取組内容およびスケジュール】

| 内容・年度               |                    | R2                 | R3                 | R4                 | R5       | R6 | R7 | R8~ |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------|----|----|-----|
| 工事                  | 二次対策工事             | →                  |                    |                    |          |    |    |     |
| 環境調査                | 地下水水質、臭気等のモニタリング   |                    |                    |                    |          |    |    | →   |
|                     | 目標達成・有効性確認に向けた追加調査 | →                  |                    |                    |          |    |    |     |
| 維持管理                | 場内浸透水の揚水浄化         |                    |                    |                    |          |    |    | →   |
|                     | 構造物や敷地の点検・維持管理     |                    |                    |                    |          |    |    | →   |
| 地元                  | 住民との話し合い(連絡協議会等)   |                    |                    |                    |          |    |    | →   |
| その他                 | 跡地利用の検討            |                    |                    |                    |          |    |    | →   |
|                     | アーカイブの作成           |                    |                    |                    |          |    |    | →   |
|                     | 行政代執行費用の求償等        |                    |                    |                    |          |    |    | →   |
| 費用<br>(うち国の財政支援対象額) |                    | 3.90億円<br>(3.84億円) | 約1.9億円<br>(約1.2億円) | 約1.7億円<br>(約1.1億円) | 約1.2億円/年 |    |    |     |

【R4年度末】実施計画に定める目標の達成期限

【R7年度末めど】住民との協定書に基づく二次対策工事の有効性確認

旧処分場内廃棄物の安定化

※ 費用のうち、令和2年度は決算、令和3年度は当初予算、令和4年度は予算要求ベース、令和5年度以降は試算による

#### (1) 実施計画に定める目標の達成に向けた取組

##### ① 生活環境保全上達成すべき目標

実施計画では、令和5年3月までに達成すべきものとして、次の目標を定めている。

#### 【実施計画に定める目標】

ア 旧処分場から廃棄物が飛散流出するおそれがないこと。

イ 旧処分場に起因する下流地下水汚染原因となるおそれのある物質によって下流地下水が環境基準を超過しないこと。

※ 旧処分場周縁の井戸の地下水水質が2年以上連続して地下水環境基準を満足すること等により判断する。

ウ 旧処分場に起因する臭気が、悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を超過するおそれのないこと。

##### ② 目標の達成に向けた状況

目標達成に向けた状況は次のア～ウのとおりである。今後のモニタリングの結果によるが、このままで推移すれば目標は達成できる状況にある。

なお、これらの状況については連絡協議会で周辺住民に説明している。

※連絡協議会：旧RD最終処分場問題連絡協議会（周辺6自治会、滋賀県、栗東市で構成）

ア 廃棄物の飛散流出

二次対策工事の完了により達成済み。（令和3年2月）

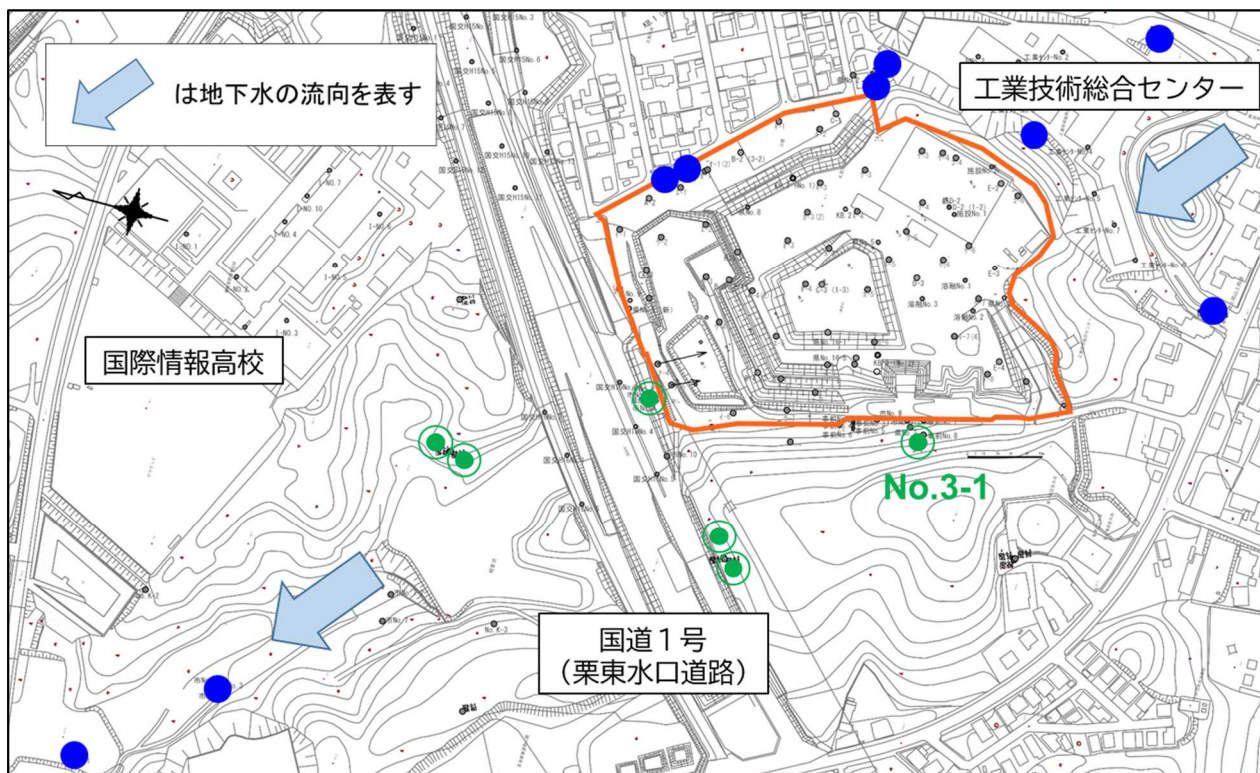
イ 地下水水質

直近の調査（令和3年11月実施）では、目標の達成に係る評価地点のうち1箇所（No. 3-1地点）で、ひ素が環境基準を超過（環境基準0.01mg/Lに対して0.028mg/L）した。

この地点では、ひ素の環境基準超過（環境基準 0.01mg/L に対して 0.02～0.03mg/L 程度）が続いていることから、昨年度から原因究明のための調査を行い、アドバイザー（有識者）の見解をもとに、旧処分場由来ではなく自然由来であるとの調査結果を取りまとめた。

**【目標達成に向けた地下水調査の概要】**

- ・ 頻度 年4回
- ・ 地点数 6箇所（目標の達成に係る評価地点。図中●印）
- ※ このほか9地点（図中●印）で、周辺環境への影響および対策効果を把握するためのモニタリングを併せて実施
- ・ 主な分析項目数 24項目（ひ素、ほう素、鉛等。分析項目は地点により異なる）



ウ 臭気（硫化水素ガス）

現場の敷地境界域（4箇所）で硫化水素の濃度を毎週計測しており、平成16年1月に1か所で0.3ppmの硫化水素が検出されたが、それ以降は検出されていない。

(2) 実施計画の目標達成後の取組

① 対策工事の有効性の確認に向けたモニタリング等の実施

二次対策工事の着手前に地元自治会と締結した協定（平成24年10月締結）により、工事完了5年後の令和7年度末を目途に工事の有効性を確認し、有効でないと判断されたときは必要な追加対策を検討し実施することとしており、今後もモニタリングを継続する。

**【地元自治会との協定＜一部抜粋＞】**

7 連絡協議会は、二次対策工事完了後5年を目途に、対策工の有効性を確認するものとする。その結果、有効でないと判断されたときは、甲（滋賀県）は調査を行った上で、一次対策工事または二次対策工事において掘削しなかった部分の掘削を含めて必要な追加対策を検討し、実施する。

## ② 対策効果の監視・維持管理および水処理

対策の効果を今後も持続させるため、二次対策において施工した遮水工や覆土等が適切に機能しているかどうか監視するとともに維持管理を継続する。

また、場内浸透水の揚水浄化についても、水質の状況を注視しつつ継続して行う。

## ③ 旧処分場内の廃棄物の安定化（廃止基準を満足していることの確認）

地元自治会との協定に基づき、工事終了後も、場内の浸透水の水質については安定型最終処分場の廃止基準を、周縁の地下水の水質については地下水環境基準をそれぞれ安定して下回っていることが確認できるまでモニタリングを継続する。これには少なくとも 10 年程度の期間が必要と見込まれる。

### 【地元自治会との協定＜一部抜粋＞】

5 甲（滋賀県）は、旧 RD 最終処分場のモニタリングについて、浸透水水質については安定型処分場廃止基準を、地下水の水質については地下水環境基準を、それぞれ安定して下回っていることが確認できるまでの間、継続して実施する。

## ④ 行政代執行費用の求償

行政代執行に要した費用については、RD 社、同社元代表取締役および同社元役員 2 名に対し、これまでに約 82 億円余の納付命令を発出し、差押え等により令和 4 年 2 月末までに 2,240 万円余を回収した。引き続き粘り強く財産調査や納付指導を行い、収納の促進に努める。

## ⑤ 跡地利用の検討

旧処分場跡地を平成 26 年に県有地として取得し、今年度、周辺自治会、滋賀県、栗東市で構成する旧 RD 最終処分場跡地利用協議会を設置し、先行事例等の情報共有を行った。

今後、対策工事の有効性を確認し、また安全性を確保したうえで、周辺住民をはじめ県民の意見を聴きながら、利活用のあり方を検討していく。

## ⑥ アーカイブの作成

同様の事案の再発防止や廃棄物行政の一層の充実を図るため、令和 7 年度末の完成を目途とし、本事案の総括や一連の対策の内容等をまとめたアーカイブの作成を進める。